

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。</p> <p>ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第2)の<u>基準学歴欄の高校卒の区分に対応する学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴</u>(以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員として在職した年数と職員として在職した期間以外の期間について<u>経験年数換算表(1)</u>(別表第3のア)に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、<u>修学年数調整表に掲げる学歴区分のうちその者に適用される学歴区分の修学年数と基礎学歴の学歴区分の修学年数との差の年数を減じた年数</u>(減ずる場合には、換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。)とする。ただし、<u>学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する者</u>については、6月を加えた年数とする。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数(<u>当該年数に常時勤務することを要しない者としての勤務期間又は休職その他の事由により勤務しなかった期間が含まれる場合にあっては、常時勤務することを要する者との勤務時間の差又は休職その他の事由により勤務しなかった期間がなかったとした場合との差を考慮して、人事委員会が別に定める年数とし、換算方法については、人事委員会が別に定める。</u>)をいう。</p> <p>ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第2)における<u>高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)</u>を取得したとき以後の職員として在職した年数と職員として在職した期間以外の期間について<u>経験年数換算表(別表第3)</u>に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、<u>修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数</u>(減ずる場合には、<u>職員として在職した期間以外の期間の換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。</u>)をいう。ただし、<u>学歴免許等資格区</u></p>

イ 略

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、医師又は歯科医師の免許又は免許を受ける資格を取得したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数とする。

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床検査技師、衛生検査技師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を必要とする職にある者に限る。)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員にあっては、次の(ア)及び(イ)に掲げる年数を合算した年数から修学年数調整表に掲げる学歴区分のうちその者に適用される学歴区分に応じ調整年数の欄に定める減ずる年数(以下「減年数」という。)を差し引きした年数(差し引きする場合には、換算年数及び(イ)に掲げる年数から差し引きし、なお差し引きする年数のある場合には、職員として在職した年数から差し引くものとする。)とする。

(ア) 必要とする免許又は免許を受ける資格を取得したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数

(イ) 必要とする免許又は免許を受ける資格を取得する前の経験年数換算表(2)(別表第3のイ)の必要とする免許の欄の区分に応じ同表の経歴の欄に掲げる業務に従事した期間について同表に定める換算率を乗じて得た年数

分表の1の(5)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ 略

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、医師若しくは歯科医師の免許又は免許を受ける資格取得後に医師又は歯科医師の職務に従事した年数をいう。

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を必要とする職にある者にあっては、それぞれの免許又は免許を受ける資格取得後にこれらの免許を必要とする職務に従事した年数からその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年数調整表に減ずる年数(以下「調整年数」という。)が定められている者については、その年数を差し引きした年数をいう。

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員にあっては、次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれに定める年数から調整年数を差し引きした年数をいう。

(ア) 助産師 助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得前に看護師又は准看護師の職務に従事した年数(准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第3号の規定に該当した者で助産師となったものにあっては、当該年数から3年を減じ

オ アからエまでに該当しない職員にあっては、当該職員に適用される学歴免許等の資格を取得したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数から減年数を差し引きした年数（差し引きする場合には、換算年数から差し引きし、なお、差し引きする年数のある場合には、職員として在職した年数から差し引くものとする。）又はその者の選択された採用候補者名簿が確定したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合計した年数とする。

(5)～(9) 略

別表第1（第2条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大 学卒	略	<u>ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了</u> <u>イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格</u>
	(3) 専門職学位課程修了	

た年数)

(イ) 看護師 看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び助産師養成所に入所していた年数並びに看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得前に助産師又は准看護師の職務に従事した年数（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で看護師となったものにあっては、当該年数から3年を減じた年数)

(ウ) 准看護師 准看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師養成所に入所していた年数

カ アからオまでに該当しない職員にあっては、当該職員に適用されることとなった学歴免許等の資格取得後において、職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数から調整年数を差し引きした年数（差し引きする場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から差し引きし、なお、差し引きする年数のある場合には、職員として在職した年数から差し引くものとする。）又はその者の選択された採用候補者名簿が確定したとき以後において、職員として在職した年数と換算年数とを合計した年数をいう。

(5)～(9) 略

別表第1（第2条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大 学卒	略	<u>学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了</u>
	(3) 専門職学位課程修了	

	(4) 大学 6 卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は <u>薬学若しくは獣医学</u> に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 イ 略
	略	
略		

備考 略

別表第4（第3条の2関係）

行政職給料表初任給基準表

略
---

備考 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第8（第3条の2関係）

研究職給料表初任給基準表

略
---

備考 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第10（第3条の2関係）

医療職給料表（2）初任給基準表

職種	学歴免許	試験区分	初任給
薬剤師	大学6卒		2級17号給
	大学卒		2級5号給
略			

備考 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

	(4) 大学 6 卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は <u>獣医学</u> に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 イ 略
	略	
略		

備考 略

別表第4（第3条の2関係）

行政職給料表初任給基準表

略
---

別表第8（第3条の2関係）

研究職給料表初任給基準表

略
---

別表第10（第3条の2関係）

医療職給料表（2）初任給基準表

職種	学歴免許	試験区分	初任給
薬剤師	大学卒		2級5号給
略			

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

ア 経験年数換算表(1)

経歴の種類		換算率
国家公務員、地方公務員又は政府若しくは県の関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下
国立又は公立の学校又は講習所、私立学校及び各種学校の在学期間（中途退学の場合の在学期間を含み、正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	教育、医療、海事又は研究に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	10割以下
	その他の期間	2割5分以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、5割以下）

備考

- 1 経歴が重複する場合においては、いずれか有利な経歴によるものとし、同一の月において2以上の経歴がある場合には、当該月の全期間を最も有利な経歴に属する月として扱うものとする。
- 2 この表の「在職期間」に係る換算率は、常時勤務することを要する者としての勤務期間に係る換算率とし、常時勤務することを要しない者としての勤務期間又は休職その他の事由により勤務しなかった期間に係る換算率については、常時勤務することを要する者との勤務時間の差又は休職その他の事由により勤務しなかった期間がなかったとした場合との差を考慮して、人事委員会が別に定める。
- 3 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事委員会が定めるものに係る換算率については、人事委員会が別に定める。

イ 経験年数換算表(2)

必要とする免許	経歴	換算率
診療放射線技師	診療エックス線技師の業務等診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下）
歯科衛生士	口くう衛生業務の補助に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下）
理学療法士及び作業療	理学療法又は作業療法の業務に従事し	8割以下（部局内の他の職員との均衡

法士	た期間	を著しく失する場合は、10割以下)
視能訓練士	視能訓練の業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)
言語聴覚士	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)
臨床検査技師	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)
衛生検査技師	衛生検査の業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師	それぞれあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゆう又は柔道整復に直接関係ある業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)
助産師	看護師又は准看護師の業務に従事した期間（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第4号の規定に該当した者で助産師となったものにあつては、准看護師の業務に従事した期間のうち3年を超える期間に限る。）	10割以下
	助産師、看護師又は准看護師の業務に関連する業務に従事した期間（当該免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後の期間に限る。）	8割以下
看護師	助産師又は准看護師の業務に従事した期間（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で助産師となったものにあつては、准看護師の業務に従事した期間のうち3年を超える期間に限る。）	10割以下
	助産師、看護師又は准看護師の業務に関連する業務に従事した期間（当該免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後の期間に限る。）	8割以下
准看護師	准看護師の業務に関連する業務に従事した期間（当該免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後の期間に限る。）	8割以下

備考

- 1 経歴が重複する場合においては、いずれか有利な経歴によるものとし、同一の月において2以上の経歴がある場合には、当該月の全期間を最も有利な経歴に属する月として扱うものとする。
- 2 この表の換算率は、常時勤務することを要する者としての勤務期間に係る換算率とし、常時勤務することを要しない者としての勤務期間又は休職その他の事由により勤務しなかった期間に係る換算率につ

いては、常時勤務することを要する者との勤務時間の差又は休職その他の事由により勤務しなかった期間がなかったとした場合との差を考慮して、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(号給の調整)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員として在職している者の号給については、施行日に新たに職員となる者との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。